

## 介護福祉士実務者研修通信科 学則

本学則は、札幌医学技術福祉歯科専門学校学則第36条第2項の規定により介護福祉士の養成に関して必要な事項を定めるものとする。

### 第1章 総 則

(目 的)

第1条 本科は、介護福祉士に必要な知識・技術・価値について、主として通信教育により習得させ、専門職としての技能と教養を培うと共に介護福祉現場、地域福祉へ貢献し得る人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本科は、学校法人西野学園札幌医学技術福祉歯科専門学校(附帯教育事業) 介護福祉士実務者研修通信科という。

(位 置)

第3条 本科を、札幌市中央区南5条西11丁目1289-5に所在地を置く。

2 研修会場は、所在地以外に必要なに応じて設置する。

### 第2章 養成課程、修業年限、定員及び対象地域

(養成課程、修業年限、定員及び対象地域)

第4条 養成課程、修業年限、定員及び対象地域は、次のとおりとする。

| 課程名               | 修業年限 | 定員  | 対象地域               |
|-------------------|------|-----|--------------------|
| 介護福祉士実務者<br>研修通信科 | 6ヶ月  | 80名 | 北海道<br>青森県、秋田県、岩手県 |

ただし、次の研修を過去に受講し、課程を修了した者については、修業年限を1ヶ月以上とする。

- ア 訪問介護員養成研修（1～3級）
- イ 介護職員初任者研修
- ウ 介護職員基礎研修
- エ 喀痰吸引等研修
- オ 生活援助従事者研修
- カ 介護に関する入門的研修



|         |         |      |     |     |     |     |     |     |     |    |
|---------|---------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 医療的ケア   | 医療的ケア   | 通信授業 | 50  | 50  | 50  | 50  | 50  | 50  | 50  | 50 |
|         | 医療的ケア演習 | 面接授業 | 12  | 12  | 12  | 12  | 12  | 12  | 12  | 12 |
| 通信授業時間数 |         |      | 405 | 275 | 365 | 385 | 375 | 275 | 50  | 50 |
| 面接授業時間数 |         |      | 57  | 57  | 57  | 57  | 57  | 57  | 57  | 12 |
| 合計履修時間数 |         |      | 462 | 332 | 422 | 442 | 432 | 332 | 107 | 62 |

(入学時期)

第6条 本科の入学時期は課程の開始日とする。

#### 第4章 入学、休学、退学及び除籍

(入学資格)

第7条 本科への入学資格は、義務教育修了者であり、介護福祉士となる意志のある者とする。

(入学者の選考)

第8条 入学志願者は指定の期日までに、本校指定の書類に必要事項を記入し応募する。この際、「訪問介護員養成研修1級課程」「訪問介護員養成研修2級課程」「訪問介護員養成研修3級課程」「初任者研修」「介護職員基礎研修」「生活援助従事者研修」「介護に関する入門的研修」の修了者は修了証明書(写)を添付しなければならない。

- 2 入学者の選考は行わず、定員に達し次第締め切りとする。ただし、若干名の待機者を設けることがある。

(入学手続)

第9条 入学を許可された者は、所定の期日までに第19条に定められた学納金を納入しなければならない。

(編入学、転入学)

第10条 編入学、転入学はこれを行わない。

(休学)

第11条 受講生が疾病、その他やむを得ない理由により、1ヶ月以上修学することができない場合は、その事由を記載した所定の休学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。ただし、その場合、学納金は返金しない。

- 2 休学期間は通算して6ヶ月以内とする。

(復学)

第12条 休学の事由が消滅した場合は、復学願の書面をもって校長に願い出、許可を得なければならない。

(退学)

第13条 退学をしようとする者は、その事由を記載した所定の退学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第14条 校長は、次の各号に該当する場合、除籍することができる。

- (1) 履修状況が著しく遅く成業の見込みがないと認められるとき
- (2) 第4条2項に規定する在学期間を超えたとき
- (3) 死亡または行方不明になったとき
- (4) 学納金の納入を怠り、督促しても納入しないとき

## 第5章 履修方法、評価方法及び課程の修了

(履修方法)

第15条 通信授業は、第5条で定める科目を別に提示されたスケジュール表に基づいて受講生が教材等で学び、定められた期間内に科目ごとの提出課題を提出し、修了評価を受けなければならない。

2 面接授業は、本校の教室及び本校が指定する施設において実施する。面接授業の指定時間は第5条で定める時間数とする。

なお、面接授業の際は、身分証明書の提示を求められることがある。

3 面接授業については、原則として欠席は認めない。ただし、やむを得ない事由により、願い出が受理された場合、再度履修することができる。

4 受講生は学習内容について相談、質疑等がある場合は、質問表や電子メールによって行うことができる。

(評価方法)

第16条 各科目の評価は修了試験又はレポート課題をもって行い、60点以上の者を合格とする。不合格の者については課題等を提出させ、再度評価を行う。

(課程修了の認定)

第17条 課程修了の認定は、指定された研修による免除科目を除き、第5条に規定するすべての科目の合格判定を受けた者に対して行う。

(修了証の交付)

第18条 所定の修業年限在籍し、課程修了の認定を受けた者に対して、修了証を交付する。

## 第6章 学納金

(学納金)

第19条 本科の学納金は、以下のとおりとする。

|                |          |
|----------------|----------|
| 介護職員基礎研修修了者    | 45,000円  |
| 訪問介護員養成1級課程修了者 | 50,000円  |
| 訪問介護員養成2級課程修了者 | 95,000円  |
| 初任者研修修了者       | 95,000円  |
| 訪問介護員養成3級課程修了者 | 100,000円 |
| 生活援助従事者研修修了者   | 100,000円 |
| 上記以外の者         | 110,000円 |

(テキスト代等教材費を含む)

- 2 修業年限を超えて在籍する場合、在籍料として1ヶ月につき2,000円を納入しなければならない。
- 3 すでに納入された学納金は、これを返還しない。ただし、第6条に規定する入学時期より前に申し出た場合には別途協議の上、一部を返還することがある。

## 第7章 賞 罰

(賞罰)

第20条 本科の受講生で賞罰に該当する者があった場合は、校長がこれを判断する。

(懲戒)

第21条 本科の規則に違反したり、受講生の本分に反する行為があった場合などにおいて、教育上必要と認められる場合には、校長は受講生に対し懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項に規定する退学は、次の各号に該当する場合にこれを命ずる。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 本校の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者

## 第8章 組 織

(教職員)

第22条 本課程には校長のほか、教務に関する主任者を含む専任教員1名以上及び面接授業を担当する非常勤講師、事務職員を置く。

## 第9章 雑 則

(施行細則)

第23条 この学則の実施についての細則は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成27年 9月 1日から施行する。  
この学則は、平成28年 5月 1日から改正、施行する。  
この学則は、平成30年 5月 1日から改正、施行する。  
この学則は、平成30年 6月 1日から改正、施行する。  
この学則は、平成31年 4月 1日から改正、施行する。